

目次

1. 地獄からの生還	P 1
2. 女子高生の証言	P 2
3. 教授供述の変遷	P 3
4. 合理的な疑い	P 5
5. 毒カレー事件	P 6
6. 妖婦の真実	P 8
7. 冤罪の社会コスト	P 10

1. 地獄からの生還

本年4月、最高裁は、防衛医大教授の痴漢事件に対する逆転無罪判決と和歌山毒カレー事件に対する死刑判決を立て続けに出した。さまざまな議論を呼んでいる裁判員制度が本年5月21日より開始される。この二本の判決は、最高裁が裁判員制度開始以前に出した最後の判決ということになる。しかもその内容は、片や逆転無罪でもう一方が死刑判決なのである。この二本の判決には、裁判員制度開始に向けた最高裁の悲痛なメッセージが込められていると考えるべきであろう。

防衛医大教授名倉正博氏の被疑事実は、この手の痴漢事件に一般的な都道府県迷惑防止条例違反といった生易しいものではない。容疑は強制わいせつ罪なのである。迷惑防止条例違反は、「公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑猥な言動」が対象となり、その刑罰は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となっている。これに対して強制わいせつ罪は、「13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてする猥褻な行為」が対象であり、6月以上7年以下の懲役刑が課せられる。名倉教授は強制わいせつ罪の被疑事実を認定されて、一審並びに控訴審において、懲役1年10月の実刑判決を下されている。名倉教授は控訴審の判決後の保釈条件の下で最高裁を争っていたのであり、この日の最高裁判決が上告棄却と出ていれば、最高裁の法廷からそのまま実刑に服さなければならなかった。

日本では、年間約7万件的刑事裁判が行われ、その内100件未満の恐ろしく微小な件数が無罪判決を受ける。一審の起訴有罪率が99.9%といわれるのはこの点を指しているのであるが、ここで被告人あるいは検察官が一審判決を不服として控訴するものが控訴審事件となり、その数は年間約1万件弱ある。ところで、高裁でめでたく逆転無罪判決を受けるのは年間20件内外に過ぎない。すなわち高裁での控訴有罪率は99.8%というこ

とになるのであるが、控訴審判決に対して被告人あるいは検察官がさらにこれを不服として上告するのが上告審事件であり、その件数は、概ね年間3千件弱である。

最高裁に上告された事件のうち逆転無罪判決を受けるのは数年に一度あるかないかの希少性である。逆転無罪の自決には至らなくとも、逆転無罪につながる可能性の高い下級審への差戻しも含めると、平成14年度から18年度にかけての5年間における逆転無罪並びに差戻・移送判決は合計10件に過ぎない。そこで最高裁での有罪確定を率として求めてみると、やはりここでも99.9%という上告有罪率を得ることができる。すなわち、日本の刑事裁判では、三審制における一審、控訴審、最高裁の、どこをどう取ってみてもその有罪率は99.9%なのであり、名倉教授はこの天文学的有罪率の間隙を縫って奇跡的な逆転無罪判決を受けた。

名倉教授は、判決を聞くまでは、

「収監される覚悟だった。」

と言う。上告棄却判決を言渡すのであれば、被告人収監のために刑務官が出廷するので、実は開廷の段階で名倉教授の無罪判決は確実だったのであるが、それでも名倉教授は無罪判決に確信が持てなかったのであろう。それほど有罪率99.9%の現実は重い。実刑が確定すれば当然に防衛医大教授の職と名誉、収入と人生のすべてを失うのであり、63歳という年齢を考えれば、名倉教授に再生の可能性はないに等しい。名倉教授にとって本件逆転無罪は、まさに地獄の釜の淵から生還したようなものであったろう。

2. 女子高生の証言

さて、事件は、

「平成18年4月18日午前7時56分ころから同日午前8時3分ころまでの間、東京都世田谷区内の小田急鉄道株式会社成城学園前駅から下北沢駅に至るまでの間を走行中の電車内において、乗客である当時17歳の女性に対し、パンティの中に左手を差し入れその陰部を手指でもてあそぶなどし、もって強いてわいせつな行為をした」というものである。名倉教授は、捜査段階から一貫して無実を主張。本件痴漢事件に関しては、手に残った繊維の鑑定や目撃証言などの客観証拠は皆無であり、被害者の女子高生の証言が、痴漢被害を裏付ける唯一の証拠となった。そこで女子高生の証言である。

「読売ランド前から乗車した後、左側ドア付近に立っていると、生田を発車してすぐに、私と向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思った。その後、私と被告人は、お互いの左半身がくっつくような感じで立っていた。向ヶ丘遊園を出てから痴漢に遭い、スカー

トの上から体を触られた後、スカートの中に手を入れられ、下着の上から陰部を触られた。登戸に着く少し前に、その手は抜かれたが、登戸を出ると、成城学園前に着く直前まで、下着の前の方から手を入れられ、陰部を直接触られた。触られている感覚から、犯人は正面にいる被告人と思ったが、されている行為を見るのが嫌だったので、目で見て確認はしなかった。成城学園前に着いてドアが開き、駅のホーム上に押し出された。被告人がまだいたらドアを替えようと思ったが、被告人を見失っているうちに、ドアが閉まりそうになったので、再び、同じドアから乗った。乗る直前に、被告人がいるのに気づいたが、後ろから押し込まれる感じで、また被告人と向かい合う状態になった。私が、少しでも避けようと思って体の向きを変えたため、私の左肩が被告人の体の中心にくっつくような形になった。成城学園前を出ると、今度は、スカートの中に手を入れられ、右の太ももを触られた。私は、いったん電車の外に出たのにまたするなんて許せない、捕まえたり、警察に行ったときに説明できるようにするため、しっかり見ておかなければいけないと思い、その状況を確認した。すると、スカートのすそが持ち上がっている部分に腕が入っており、ひじ、肩、顔と順番に見ていき、被告人の左手で触られていることが分かった。その後、被告人は、下着のわきから手を入れて陰部を触り、さらに、その手を抜いて、今度は、下着の前の方から手を入れて陰部を触ってきた。その間、再び、お互いの左半身がくっつくような感じになっていた。私が、下北沢に着く直前、被告人のネクタイをつかんだのと同じころ、被告人は、私の体を触るのを止めた。」

そこでこの女子高生は、電車が下北沢に着く直前、左手で名倉教授のネクタイをつかみ、
「電車降りましょう。」
と声を掛けた。これに対して名倉教授は、
「何ですか。」
などと声を荒げたので、女子高生は、
「あなた今痴漢をしたでしょう。」
と応じると、名倉教授はこの女子高生を離そうとして、右手でその左肩を押すなどした。

そうしたところ、間もなく、電車は下北沢駅に止まり、二人は開いたドアからホームの上に押し出された。そこで女子高生はその場にいた駅長に対し、名倉教授を指差して、
「この人痴漢です。」
と訴えた。そこで駅長が名倉教授に駅長室まで同行を求めると、名倉教授は、
「おれは関係ないんだ。急いでいるんだ。」
などと怒気を含んだ声で言い、駅長の制止を振り切って車両に乗り込んだものの、駅長の説得に応じて下車し、駅長室に同行した。

3. 教授供述の変遷

さて、そこで判決である。下級審は、この女子高生の証言の信用性を認め、有罪判決を下したが、証言が信用できるとする理由は次の通りである。

「この女子高生の供述内容は、当時の心情も交えた具体的、迫真的なもので、その内容自体に不自然、不合理な点はなく、女子高生は、意識的に当時の状況を観察、把握していたというのであり、犯行内容や犯行確認状況について、勘違いや記憶の混乱等が起きることも考えにくい。」

最高裁は、下級審が認定した女子高生の証言の信用性を一転して否定した。最高裁がこの証言を疑わしいとする理由は次の通りである。

- (1) 女子高生が述べる痴漢被害は、相当に執拗かつ強度なものであるにもかかわらず、女子高生は、車内で積極的な回避行動を執っていない
- (2) そのことと女子高生のした積極的な糾弾行為とは必ずしもそぐわない
- (3) 女子高生が成城学園前駅でいったん下車しながら、車両を替えることなく、再び名倉教授のそばに乗車しているのは不自然

この痴漢事件の救いようのなさは、女子高生と名倉教授のどちらかが必ず嘘をついていることで、しかも兩人だけはどちらが嘘をついているのかをはっきりと知っている。本件では、女子高生が犯人を見誤って名倉教授を誤認したという可能性が証拠上ありえない。女子高生は、「捕まえたり、警察に行ったときに説明できるようにするため、しっかり見ておかなければいけないと思い」、痴漢行為の現場を視察しているのであり、その視察は、「スカートのすそが持ち上がっている部分に腕が入っており、ひじ、肩、顔と順番に見ていき」という周到なものである。その結果名倉教授の「左手で触られていることが分かった」と言う。女子高生の証言が真実である限り、犯人は名倉教授以外にはありえないのであり、そして名倉教授が犯人でなければ、この女子高生が嘘をついていることになってしまう。

最高裁の逆転無罪で名倉教授の無実が晴れたが、その結果この女子高生は一生この事件の傷を背負って生きていかなければならなくなった。清楚で理知的な美人だったに違いない現在20歳のこの人は、嘘の証言で無実の大学教授を冤罪に陥れようとした卑劣な女性という社会的レッテルを貼られかねない。しかも最高裁判決文によれば、「女子高生が殊更虚偽の被害事実を申し立てる動機をうかがわせるような事情は、記録を精査検討してみても全く存在しない」のである。

この最高裁判決は、第三小法廷5名の裁判官の合議の結果、3対2の僅差で逆転無罪判決

となったものである。きわどい逆転無罪だったのである。ここで有罪とする少数意見を出したのは堀籠幸男裁判官と田原睦夫裁判官である。堀籠裁判官は判決文中で、女子高生の証言に関する前記3点の疑問点を、「このような理由のみでは女子高生の信用性を否定する事はできない」として斥け、反対に名倉教授の無実の主張に次の疑問を投げかけている。

「被告人は、検察官の取調べに対し、下北沢駅では電車に戻ろうとしたことはないと供述しておきながら、電車に戻ろうとしたことを認めるに至っている。これは、下北沢駅ではプラットフォームの状況についてビデオ録画がされていることから、被告人が自己の供述に反する客観的証拠の存在を察知して供述を変遷させたものと考えられるのであり、こうした供述は、確たる証拠がない限り被告人は不利益な事実を認めないことをうかがわせるのである。」

そうかもしれない。堀籠裁判官によれば、名倉教授はプラットフォームのビデオ録画がなければ、下北沢駅で次の電車に乗って逃げ去ろうとしたことにつき白を切りとおそうとしたような人で、片や女子高生の証言は具体的・迫真的なのであるから、名倉教授が痴漢をやったに違いなく、したがって、本件下級審の有罪判決に事実誤認などないという理屈になる。

4. 合理的な疑い

もとよりこの女子高生に痴漢事件をでっち上げる動機などなく、花も恥らう17歳の可憐な女性が、公開の法廷で痴漢現場の状況につき具体的に迫真の証言をしたというのである。女子高生の証言はまことに心証がよく、これに対して名倉教授の下北沢駅での逃走をめぐる供述の変遷はいかにも心証が悪い。これでは本件下級審の裁判官でなくとも、ほとんどの人が名倉教授を疑わしいと思うのではないか？ならば名倉教授には無罪判決が言渡されなくてはならない。

多くの人が、刑事裁判を真実迫及の場と誤解しているが、そもそも真実追求の責務は捜査機関が負うのであり、捜査機能を持たない裁判所が事件の真実など追究できるわけがない。刑事裁判は検察官の有罪立証が合理的な疑いを超えた程度にまで証明がなされているかどうかを争うのであり、したがって、その立証に合理的な疑いが残る場合には、刑事訴訟法336条の規定に従って無罪判決が言渡されなくてはならない。

本件で不思議なのは、これだけしつこく濃密な痴漢行為にもかかわらず、名倉教授の指先からは女子高生の下着の繊維や体液等が検出されていないことである。本件犯行の強度からすればこれらの客観証拠がないほうがおかしいのであり、それが無い以上、仮に女子高

生の証言に一点の矛盾がなくとも、本件の有罪立証には合理的な疑いが残ると言わざるを得ない。疑わしきは被告人の利益などという刑事裁判の大原則を今更ながら持ち出さなくとも、本件は無罪判決が当然に出でしかるべき事件なのであり、このような事件に対して下級審が有罪判決を出し続けてきたことこそ常軌を逸している。

この裁逆転無罪が最高裁による自決無罪であることには特段の留意が必要である。本来であれば下級審に差し戻すのが筋であろう。ところがここで差し戻しても、現在の日本の裁判実務からすれば、差戻し下級審は、それでも性懲りもなく有罪判決を出す可能性が極めて高い。現在の日本の刑事司法実務においては、「合理的疑いを超える有罪立証」の水準が説明のつかないまでに水増しされ、構造的インフレを引き起こしているからである。最高裁は自決せざるを得ない。

本件最高裁逆転無罪判決を読むにつけ、この判決が平成19年1月に公開された周防正行監督の映画、「それでもボクはやってない」の強い影響を受けていることに驚かされる。判決文中の「当裁判所の判断」(注1)は、周防監督が映画で表現したテーマそのものである。実際の痴漢事件を忠実に再現したこの映画が大ヒットするのを見て、最高裁は腰を抜かささんばかりに驚愕したのではないか？この映画を見た普通の人は、主人公の青年の無罪を確信するであろうが、この映画の題材となった痴漢事件では現実に有罪判決が出ている。

国民は「悪いやつは刑務所に入れろ」と騒いでいるかもしれないが、同時に、「疑わしきは罰せず」という近代司法の原則もまたずっしりと知っている。ならば、最高裁は、国民参加の裁判員制度が始まる前に、「合理的疑いを超える有罪立証」のインフレに歯止めをかけ、刑事裁判の大原則を示しておく必要がある。本件最高裁逆転無罪は3対2の最高裁裁判官の評議で決定されたが、この評議に参加していない周防監督こそが、6番目の最高裁判事として、この歴史的逆転無罪を方向付けたと考えるべきであろう。

5. 毒カレー事件

防衛医大教授の逆転無罪判決が出たのが4月14日のことであるが、最高裁はその一週間後の4月21日、今度は和歌山毒カレー事件の林真須美被告に死刑判決を下した。事件は、1998年7月に、和歌山市内の地区の夏祭りで出されていたカレーに砒素が混入され、カレーを食べた住民67人が急性中毒を発症したというものである。その後、夏祭りを主催した自治会の会長(当時64歳の男性)、及び副会長(当時53歳の男性)と、女子高生(当時16歳)及び小学生の男児(当時10歳)が死亡して、和歌山毒カレー事件は犯罪史に残る凶悪な無差別殺人事件となった。

犯人として逮捕されたのは、この地区の住民であった林真須美被告であり、林被告は一貫して容疑を否認し、公判前に一通の供述調書も取られていない。林被告は、一審和歌山地裁の初公判で、

「私は全く関与していません。」

と全面否認した後は、公判においても黙秘を貫いた。大阪高裁の控訴審では一転して被告人尋問に応じたものの、その無罪の主張は揺るがない。

この無差別殺人事件の特異さは、林被告がカレー鍋に砒素を入れたという直接証拠がないこと、及び、林被告がこの無差別殺人を行う動機が判明しないことである。当然、林被告の自白調書はない。直接証拠がないにもかかわらず最高裁が林被告を犯人として死刑判決を言渡したのは次の理由による。

- (1) カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜砒酸が、被告人の自宅等から発見されていること
- (2) 被告人の頭髮からも高濃度の砒素が検出されており、その付着状況から被告人が亜砒酸等を取り扱っていたと推認できること
- (3) 夏祭り当日、被告人のみがカレーの入った鍋に亜砒酸をひそかに混入する機会を有しており、その際、被告人が調理済みのカレーの入った鍋のふたを開けるなどの不審な挙動をしていたことも目撃されていること

ところで、最高裁は、「カレー毒物混入事件の犯行動機が解明されていないことは、被告人が同事件の犯人であるとの認定を左右するものではない」として、動機問題を一蹴している。

なるほどカレーに入っていた毒と同種の砒素が林被告の頭髮や自宅から検出されたのであれば、林被告が本件犯行の容疑者として疑われるのは当然であろうが、だからと言ってそれだけで林被告を犯人と決め付ける事はできない。林被告は、調理済みのカレーの番をしていたのであるから、自宅から持ち出した砒素をカレー鍋に入れる事は可能であったろうが、だからと言って本当に入れたかどうかは分からない。本件では、林被告が調理済みのカレーの入った鍋のふたを開けるのを見たと言う証言が出ているが、その目撃証言も、何も砒素を入れたのを見たと言っているわけではない。判決文ではそのことを「不審な挙動」などといっているが、調理済みのカレーを一人ぼっちで黙々と番をしていれば、調理したカレーがどうなっているかと蓋を開けて見たくなるのが人情で、そんなものは不審でもなんでもない。

そうすると、本件死刑判決の決定打になっているのは、「夏祭り当日、被告人のみがカレー

の入った鍋に亜硫酸をひそかに混入する機会を有していた」という状況証拠ということになる。ただし、林被告だけが犯行可能とするこの状況証拠は、何も物理的に証明されているわけではない。

本件で検察官が法廷に提出した証拠は約1700件。一審では95回の公判が、控訴審では12回の公判が開かれた。林被告だけが犯行可能とする状況証拠は、本件事件の関係者の中だけで限定して考えれば、カレー鍋に砒素を混入することが可能であったのは林被告しかなかったということの意味するに過ぎない。すなわち夏祭りに参加した地域住民以外の第三者が、(何らかの理由で)林被告の自宅から砒素を持ち出して、林被告がトイレに行った隙にでもカレー鍋に混入した可能性がないとまでは言えないのである。夏祭りの舞台となったカレー鍋の保管場所に監視カメラが設置されていてその録画が記録されていない限り、「夏祭り当日、被告人のみがカレーの入った鍋に亜硫酸をひそかに混入する機会を有していた」と断定する事は誰にもできない。

だから林被告は、判決後も、

「私は殺人の犯人ではありません。無実です。毒カレー事件には全く関与していません。真犯人は別にいます。」

などという不気味なコメントを出すのであろう。林被告とすれば、自分はやっていないのだから、無差別殺人が起きた以上、真犯人は別にいるに決まっているのであり、それを探し出せない捜査機関は怠慢で、その真実が見抜けず冤罪による死刑判決を出す裁判所は無能という理屈になる。

6. 妖婦の真実

そこで出てくるのが林被告のおどろおどろしくも夥しい別件犯罪である。本件起訴事実の中核は毒カレー事件ではあるものの、林被告はそれ以外にも、

- (1) くず湯・うどん事件、
- (2) 牛井事件、
- (3) 保険金詐欺事件

といった殺人未遂や詐欺事件について起訴されており、その一部は林被告も認め、最高裁はそのすべての事実を認定している。それぞれの別件犯罪の概要は次の通りである。

(1) くず湯・うどん事件(殺人未遂罪)

死亡保険金を得ようとして、1997年2月、夫に砒素を入れたくず湯を食べさせ、また、1998年3月、自宅で同居していた知人男性に砒素を入れたうどんを食べさせたが、い

いずれも殺害には至らなかった。

(2) 牛井事件（殺人未遂・詐欺罪）

1997年9月、知人男性に砒素入り牛丼を食べさせて入院させ、生命保険会社などから入院給付金など539万円を搾取した。

(3) 保険金詐欺事件（詐欺罪）

1993年9月から1997年12月にかけて、夫と共謀して、①夫が旅館で転び骨折したのをバイク事故と偽り、②自分の両足のやけどの原因をバーベキューの炭火に自転車で突っ込んだ事故と偽り、③夫が両手両足の機能を失ったと装う、などの手口で、損害保険会社や生命保険会社などから高度障害保険金など合計1億6280万円を搾取した。

いかがであろうか。林被告は、1993年から1997年にかけて、保険金詐欺の常習犯だったのである。その犯行は、当初は夫との共謀による保険金詐欺に留まっていたものの、1997年からは知人や夫を対象とした保険金詐欺目的の殺人未遂に発展している。搾取した保険金は4年強の間に1億6千819万円であり、その犯罪効率はきわめて高い。そして、林被告は、1998年3月に知人男性に対するうどん事件をおこして、その4ヵ月後に毒カレー事件が起きた。

1993年から5年間の林被告の犯罪歴はまことに猟奇的で不可解この上ないが、それは、たとえどのような理由があろうとも人を騙したり殺したりしてはいけないという行動規範を共有する常識人にとっての話であって、全く価値観の違う林被告にとっては不可解でもなんでもない。ここで一旦我々の共有する行動規範を離れて、林被告の5年間の冷静に分析すると、この間の林被告の犯罪歴は、たった一つの分かりやすい行動規範によって首尾一貫している。金である。林被告の猟奇的5年間は金に対する異常な執着により全て説明可能であり、金以外に彼女の異常行動を説明することができない。

夫と共謀した保険金詐欺はもちろんのこと、知人や夫に毒を盛って殺害しようとしたのも金が欲しかったからにほかならない。恐れ多くも保険金詐欺という複雑な凶悪犯罪を企てるからには、詐欺の辻褄を合わせてくれる共犯者の存在が不可欠であり、ここで共犯者が辻褄合わせの信頼を裏切れば、林被告は無一文で刑務所に入らなくてはならないのである。共犯者である夫との間に深い信頼関係がなければ保険金詐欺の共謀などできるはずもないのであり、この人は、夫との間に、常識では想像もできないほどの深い信頼関係を醸成していたに違いない。

見よ、林被告に毒を盛られて殺されかかった夫は、それでも林被告の無実を信じて待っていると言う。この夫の林被告に対する愛と信頼は、林被告が自分に向けた殺意にも揺るがない。(注2)したがって、林被告の夫に対する愛と信頼もまた深いものがあるに違いないが、林被告の不思議さは、そのことと金は別で、両者が対立すれば金が先だと言うのである。ならば林被告は本件カレー事件をやってない。

麻薬患者が普段は常識人であるにもかかわらず、麻薬が切れて禁断症状を起こせば、麻薬欲しさに半狂乱になることが知られているが、夫との共謀により1億6千万円もの保険金をせしめた林被告にとっては、保険金は麻薬同然だったのではないか？麻薬患者の犯罪がすべて麻薬欲しさのものであると同様に、それまでの林被告の犯罪もまたすべて保険金を目的としていた。この当時の林被告の頭には、保険金を騙し取ったときの快感と、その再現願望で一杯だったに違いないのであり、そんな林被告が一銭の金にもならない地区祭りのカレーに、金を生み出す大切な商売道具の砒素を入れたりするはずがない。しかもこの時は、うどん事件の殺人が未遂に終わってまだ4ヶ月しか経っていないのである。カレーに砒素が入れば、うどん事件の殺人未遂がばれてしまうのではないか。

7. 冤罪の社会コスト

この事件はテレビのワイドショーで連日報道されたこともあり、国民の関心がことのほか高い。林被告の恐ろしげな保険金詐欺・殺人未遂事件の数々を映像で見せられた国民は、とてもではないけれど、林被告の無実の訴えを信用する気にはならないであろう。林被告が保険金詐欺の常習犯でそのためには夫さえ殺しかねない妖婦である以上、林被告がカレーに毒を盛ったに違いないのであり、事が無差別大量殺人事件である以上、その林被告が死刑になってもらわなくては収まらないのである。本件は、そのような国民世論を背景に、一審・控訴審とも死刑判決が出ているのであり、したがって、本件下級審判決は国民の圧倒的な支持を得ている。そんな中で最高裁が逆転無罪を出せるはずもない。

防衛医大教授の痴漢事件と和歌山の毒カレー事件を論述したが、両事件とも犯罪を立証する客観証拠や直接証拠が存在しないことにおいて、何らの違いもない。両事件とも自白調書が存在せず、共に完全否認事件である。状況証拠から判断すれば、名倉教授は疑わしく、林被告は無茶苦茶疑わしい。一方、動機を取ってみると、林被告には本件の動機がないが、名倉教授には痴漢の動機がある。要するに五分五分ではないか。

そこで刑事訴訟法の原則にかえって、被告人を有罪とするに際して合理的な疑いがあるかどうかを考えてみれば、名倉教授の有罪に合理的疑いがあるのはもちろんのこと、林被告

についても、本稿論述のように至極もつともな疑いが成立するのである。そこで、防衛医大教授の痴漢事件と和歌山の毒カレー事件で一体何が違うのかと言うことになるが、両者の違いはたった一つ、世論である。痴漢冤罪事件は、周防監督の映画によって、世論が無罪判決を支持しているが、林被告の無罪判決を支持する世論は存在しない。

平成19年に、富山の強姦事件で懲役3年の判決を受け服役を終えた柳原浩氏（現在41歳）が、真犯人の出現により実は無実であったということが判明し、衝撃的な無罪判決を受けた。冤罪が分かったのは、平成18年の11月になって、富山県警が他の事件を取調べていたところ、そこでの容疑者が、問題の2件の強姦事件について自供したからである。柳原氏は自白調書を取られているものの、犯行時間における柳原氏のアリバイが成立しており、しかも犯行現場の足跡は柳原氏のものとは一致していなかった。すなわち、柳原氏を有罪とするには合理的過ぎるほどの強い疑いがあったことになるが、裁判所は自白調書に何の疑問ももたず、易々と有罪判決を出してしまった。

この事件を検討して、最高裁は、日本の裁判実務における合理的疑いの検証とはたかがこんなものかと、強い衝撃を受けたであろう。最高裁は、裁判員制度の開始にあわせて、合理的疑いの検証基準を下級審と国民に示す必要性を強く感じたであろうが、一方で検証基準を刑事訴訟法の明文規定どおりにしてしまえば、現在の起訴有罪率99.9%は崩壊せざるを得ない。国民世論は、疑わしい林被告に死刑判決を望み、疑わしかったので罰した柳原氏の冤罪に強い憤りを示すと共に、なんとあろうことか、起訴有罪率99.9%もまた支持しているのである。そんな調子のいいことができるわけではないではないか！

防衛医大教授の逆転無罪の結果、日本の痴漢事件の起訴率は低下するであろう。最高裁判例は司法実務を強く拘束するため、捜査当局は、今後、客観証拠なき痴漢事件の立件は放棄せざるを得ない。多くの痴漢被害者は泣き寝入りを余儀なくされるであろうし、多くの痴漢が逃げおおせるであろう。たった一人の冤罪も許されないという司法の正義は、この現実を伴う。林被告に無罪判決を出せば、動機が解明できずかつ直接証拠なき凶悪犯罪は立件されず、少なからぬ極悪犯が社会に野放しにされて再犯事件を起こすであろう。これまた法治国家の宿命なのであり、それは冤罪なき民主主義の社会コストである。国民世論は、前者の社会コストを負担する覚悟はあるが、後者についてはない。

本年4月に出された逆転無罪と死刑判決という相矛盾する二つの最高裁判決は、矛盾する国民世論をそのまま反映しているのであり、それはとりもなおさず最高裁の憂鬱の反映でもある。

2009年5月11日

公認会計士 細野祐二

- (注1) 「本件のような満員電車内の痴漢事件においては、被害事実や犯人の特定について物的証拠等の客観的証拠が得られにくく、被害者の供述が唯一の証拠である場合も多い上、被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、その者が有効な防御を行うことが容易ではないという特質が認められることから、これらの点を考慮した上で特に慎重な判断をすることが求められる」
- (注2) スタンダールの小説「赤と黒」において、レナール夫人は、主人公のジュリアンと不倫の恋におち、貧しい生い立ちのジュリアンに献身的な援助をささげるが、出世に目の眩んだジュリアンはレナール夫人を裏切って公爵の娘を誘惑し、娘との結婚の障害となったレナール夫人を射殺しようとする。ジュリアンは殺人未遂で逮捕され裁判にかけられるが、それでもレナール夫人のジュリアンに対する愛は揺るぎない。殺されかけたレナール夫人の懸命の助命嘆願もむなしく、ジュリアンは死刑となる。今となっては手遅れではあるが、和歌山毒カレー事件の弁護人はこの小説を証拠提出して、林被告の愛と金に関するスタンダールの真実を立証すると良かった。